

## 〈記入例〉

様式第2号（第4条関係）

### 保有個人情報開示請求書

令和6年12月2日

（あて先）岐阜市病院事業管理者

（請求者）氏名 岐阜 太郎

住所又は居所 岐阜市鹿島町7-1

電話 058(251)1101

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

開示を求める内容を  
具体的に記入ください

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

令和6年11月1日から令和6年12月2日までの診療録、検査データ、放射線画像

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択  
してください。

診療録のお渡しは紙になります。  
またレントゲン、CT画像等については光ディスクでの  
お渡しになります。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

＜実施の方法＞  閲覧  写し（ 用紙に出力  光ディスクに複写）の交付

＜実施の希望日＞ 令和6年12月25日

イ 写しの送付を希望する。

開示は請求書を受領した日から起算して14日以内に決定通知いたします。

実施の希望日については、14日以後の平日をご記入下さい。

3 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人

イ 請求者本人確認書類（次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。）

運転免許証

個人番号カード

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等（開示請求をする日前30日以内に作成されたもの）を添付してください。

ウ 本人の状況等（代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

（ア） 本人の状況  未成年者（ 令和元年 6月 1日生）  成年被後見人

任意代理人委任者

（イ） 本人の氏名 岐阜 花子

（ウ） 本人の住所又は居所 岐阜市司町40-1

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

（請求資格確認書類）  戸籍謄本  登記事項証明書  その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

（請求資格確認書類）  委任状  その他（ ）

## 〈記入例〉

### (記載に当たっての注意事項)

#### 1 「氏名」、「住所又は居所」、「電話」

本人の氏名（旧姓も可）及び住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により開示決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

また、連絡を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人（以下併せて「代理人」といいます。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

#### 2 「開示を請求する保有個人情報」

開示を請求する保有個人情報が記録されている公文書等や個人情報ファイルの名称など、開示請求する保有個人情報を特定できるような情報を具体的に記載してください。

#### 3 「求める開示の実施方法等」

開示を受ける場合の開示の実施の方法（事務所における開示の実施の方法、事務所における開示を希望する場合の希望日又は写しの送付）について、希望がありましたら記載してください。  
なお、決定の内容によっては、希望する方法に対応できない場合があります。

開示の実施の方法等については、開示決定後に「保有個人情報開示実施申出書」により、別途申し出ることもできます。なお、特定個人情報の写しは原則として簡易書留郵便で送付します。

写しを希望される場合には、岐阜市情報公開条例施行規則（昭和60年岐阜市規則第34号）別表の例による額（郵送の場合は送付に要する費用も加算されます。）を、市が指定する方法により前納していただきます。

#### 4 本人確認書類等

##### (1) 来庁による開示請求の場合

窓口に来庁して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示し、又は提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からぬ場合や、これらの本人確認書類の提示又は提出ができない場合は、事前に開示請求先窓口に相談してください。

##### (2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して保有個人情報の開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。住民票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。住民票の写しが提出できない場合は、事前に開示請求先窓口に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写し、住民票の写しについては、個人番号の記載がある場合、当該個人番号を黒塗りにしてください。

##### (3) 代理人による開示請求の場合

「ウ 本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合にのみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の状況、氏名及び本人の住所又は居所です。

代理人のうち、法定代理人が開示請求をする場合には、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示し、又は提出してください。なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。

代理人のうち、任意代理人が開示請求をする場合には、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の日前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを併せて提出してください。

なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。